業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [2025 年 6 月 12 日開催 (日本損害保険協会)]

1. 監督指針改正について

- 金融庁では、損害保険業における保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案を受け、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」を開催し、顧客本位の業務運営や健全な競争環境を実現することにより、保険に対する信頼の確保と健全な発展を図るための必要な方策について検討を行ってきた。
- 〇 有識者会議やワーキング・グループの報告書で提言された内容や、保険会社や保険代理店において相次いで発覚している情報漏えい事案への対応等のため、2025年5月12日に「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正案を公表し、パブリックコメントを開始した。公表した監督指針の改正案に関する御意見は、2025年6月13日まで受け付けている。

(参考) 今回の主な改正内容

- ・損害保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保
- ・保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止
- ・保険代理店等に対する不適切な出向の防止
- 代理店手数料の算出方法適正化
- ・顧客等に関する情報管理態勢の整備
- 政策保有株式の縮減
- ・仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し
- 監督指針の改正案については、パブリックコメントで受け付けた意見も踏まえて最終化する予定であるが、日本損害保険協会・会員会社においては、改正後の監督指針の内容も踏まえつつ、損害保険業界全体の信頼に向けた取組を引き続き進めていただくとともに、必要な態勢整備を進めていただきたい。

2. 自然災害リスク管理に係るモニタリングについて

〇 2024事務年度においても、各損害保険会社における自然災害リスクの管理 状況を確認した。自然災害による支払保険金は高止まりしているものの、保 険料改定による収入保険料の増加により、各社とも火災保険の正味損害率に大きな改善が見られた。また、異常危険準備金についても、正味損害率に改善が見られたことから、その取崩額が減少し、残高増につながった。こうした事を背景として再保険市場もソフト化し、元受保険会社が再保険交渉を主導しやすい環境になっている。

○ (先般開催された)有識者会議やワーキング・グループにおいても、損害保険会社の引受キャパシティ不足に関する意見があった。各社においては、好転しつつある環境も活用しつつ、引き続き統合的リスク管理(ERM)の高度化に取り組み、企業ニーズ等を踏まえた保険商品開発や提供をお願いしたい。

3. 顧客に寄り添った金融サービスの提供について

- 近年の自然災害の頻発化・激甚化等により、風災、雹災などの自然災害による損害への補償を提供し、被災者の生活再建を支える保険商品の役割の重要性は高まっている。
- 〇 一方で、自然災害の頻発化・激甚化等に伴い、損害保険会社における火災保 険の保険金支払いが増加し、保険料が継続的に上昇しつつある。
- 各社においては、特に契約更新時の対応として、これまでも進められていることではあるが、
 - ・ 保険料が上昇する場合には、その上昇理由について、顧客に丁寧に説明 し、十分な理解を得られるよう努めること
 - また、免責金額の導入や引上げなど、補償範囲の縮小により、契約者の 保険料負担を減らすプランも見られるが、その場合には顧客にとって必要 な補償が選択されるよう、顧客や代理店にとってのわかりやすさを維持す る工夫を検討いただくこと
 - さらに将来の課題として、潜在的な顧客ニーズも丁寧に汲み取り、顧客が必要とする補償を適切に選択できるような保険商品を組成していくこと

などの観点から、顧客に寄り添った金融サービスの提供が行われるよう、 更なる取組を進めていただくことを期待している。

4. 大規模自然災害への対応について

- 政府においては、2025年3月に南海トラフ巨大地震の被害想定が見直されるなど、大規模自然災害に対する防災・減災の必要性の認識が高まっている。
- 〇 災害による損害を補償する保険を消費者等に安定供給するために、各損害保険会社においては、収益管理や再保険等の活用を含めたリスク管理の高度化を進めるとともに、消費者・企業・地方公共団体等に災害保険や防災・減災サービスの活用を促す取組の推進をお願いする。

5. 公的保険を補完する民間保険の開発について

- 2025年6月6日に公表された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実 行計画 2025年改訂版案」では、保険外診療部分を広くカバーし、公的保険 を補完する民間保険の開発の促進について盛り込まれている。
- 本案は6月中旬の閣議決定を目指して取りまとめが進められているものと承知しているが、政府としては、このように、有効性評価が十分に求められる公的保険の手前の段階として民間保険に委ねられる分野に関する共通理解を醸成するため、保険外併用療養費制度等の各種制度に関する基本理解(プリンシプル)について、保険会社等と対話を深めることを通じ、保険会社等による自主的な商品開発の取組を促していくこととしている。
- 一部の保険会社では、既に公的保険を補完する保険商品が開発・販売されているものと承知しているが、患者の負担軽減・円滑なアクセス確保の観点から、保険会社において、今後も積極的な商品開発に取り組んでいただけることを期待している。

6.5月G7財務大臣·中央銀行総裁会議

- 〇 2025 年 5 月 20 日から 22 日にかけて、カナダ・バンフにおいて G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介したい。
- 〇 まず、金融の安定及び規制上の課題に継続的に焦点を当てることが、金融システムの実効的な機能の確保のために引き続き不可欠であることが再確認された。

- ノンバンク金融仲介(NBFI)に関しては、実体経済への資金供給において ー層重要な役割を果たしていることに鑑み、ノンバンクのデータの入手可能 性、利用及び質を評価し、潜在的なリスクを監視・評価するための知見とア プローチを共有する必要性について合意された。
- O AI に関しては、AI の導入が一層進む中で、金融セクターにとっての AI の 便益と、金融安定に対する潜在的なリスクをモニターし、評価する必要性が 示された。
- サイバーリスクに関しては、重大なサイバーインシデント発生時の対応能力及び手順の更なる強化に引き続き取り組む旨が示された。
- 〇 最後に、共同声明とともに採択された「金融犯罪に対する行動要請」にお ける金融関連の主な内容は以下のとおり。
 - 経済発展と金融包摂の促進に向け、リスクに応じたマネー・ローンダリング(マネロン)等対策の効果的な実施を支援することへのコミットメントが確認された。
 - ・ 北朝鮮等による暗号資産窃取が前例のない水準に達しているという深刻な懸念が表明され、サイバーセキュリティやマネロン等対策の観点から、暗号資産に関する新たなリスクについて調査・情報交換を推進し、必要な措置を講ずることが合意された。
 - ・ 暗号資産に関する金融活動作業部会(FATF)基準のグローバルな実施の 加速や、ステーブルコイン、P2P取引及びDeFiの悪用等から生じる新たな リスクに関するFATFの作業が引き続き支持された。
 - ・ クロスボーダー送金の透明性向上に関する FATF 基準を強化する進行中の作業や、クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップが支持された。
- 今後は、2025 年 6 月 15 日から 17 日にカナダ・カナナスキスにて G7 首脳 会議が開催される予定である。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

7. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

- 昨今の証券口座への不正アクセスについては、その手口として、主に、メールや SMS などによって顧客を誘導し、実在する組織のウェブサイトを装ったフィッシングサイトなどから顧客情報 (ログイン ID やパスワード等) を窃取するものや、そのほか、攻撃者が顧客端末をマルウェアに感染させ、リアルタイムで当該端末を監視するとともに操作し、顧客情報を窃取するものなどが想定される。
- 今般の事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- O ID とパスワードだけの認証が脆弱であることのみならず、メールや SMS メッセージによるワンタイムパスワードだけでは昨今のフィッシングに対しては効果が不十分であるため、パスキーなどを用いた強度のある多要素認証を必須化していく必要がある。不正の手口がますます巧妙化している状況を踏まえるとともに、対策を講じてもそれを上回る手法が出現することを前提に、攻撃手法と対策の技術動向を注視していく必要がある。
- 経営陣においては、セキュリティが担保されない場合は、サービスの提供を停止することも視野に、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。直近でも、外部から不正アクセスを受け、大量の顧客情報が漏えいしたおそれのある事案も発生している。セキュリティの不備により顧客情報を適切に管理できなければ、金融業界への信頼が損なわれる。顧客本位の経営の実現には、顧客資産、顧客情報を守ることが不可欠であり、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

8. パスワード付きファイルの電子メールによる送付について

○ パスワード付き ZIP ファイル(注)を電子メールに添付して送信する慣行が依然として金融業界に残っている。ZIP ファイルであっても、ZIP 化されていないものであっても、電子メールに添付するファイルにパスワードをかけると、電子メール受信者側でセキュリティスキャンをかけられなくなるこ

と等により、電子メール受信者側がセキュリティ上のリスクに晒されてしまい、実際にマルウェアの被害等が発生している。

○ したがって、パスワード付きファイルの送付は基本的には行うべきではなく、電子メールの通信経路自体を暗号化することが基本である。通信経路を暗号化できない場合は、安全性の高いオンラインストレージを活用してファイルの安全性を確保する等、ほかの手段を用いていただきたい。経営陣においては、サイバーセキュリティに関する基本的な対策の一部として徹底していただきたい。

(注) パスワード付きファイルについて

ファイルを相手方に送る際にパスワード付きファイルを作成し(自動的にそうなる場合も含む)、当該ファイルをメールで送付する方法は、受信者側において、メール受信時のウイルスチェックでファイル内のマルウェアを検知できず、メール受信者側がセキュリティ上のリスクに晒されてしまうため、望ましくない。実際に、過去には、このような特性が悪用されてマルウェア(Emotet)が流行した(参考: JPCERT/CC「マルウェア Emotet の感染再拡大に関する注意喚起」 https://www.jpcert.or.jp/at/2022/at220006.html)。

また、パスワード付きファイルとパスワードが(別送であっても)同一通信経路で送信される場合は、盗聴リスクがある。

これらを踏まえ、用途に応じた代替選択肢とその代替選択肢に対するセキュリティ対策(メール通信経路暗号化等)の検討が必要である。

○ 金融庁は、検査・モニタリング等を通じ、こうした慣行の払拭を促していく予定である。

9. 耐量子計算機暗号 (PQC) への移行対応について

- 実用的な量子コンピュータ(量子計算機)の実現は社会に恩恵をもたらす 一方、攻撃者が量子コンピュータを悪用することで、インターネットバンキ ング等に用いられている暗号が解読され、金融機関が保有する顧客情報等の 情報の機密性が損なわれるリスクがある。こうしたリスクが発現すれば、顧 客情報及び財産が危険に晒され、ひいては金融システムに対する信頼が揺ら ぐおそれがある。
- そのため、量子コンピュータの実現によってリスクに晒される重要なシステムやサービスは、耐量子計算機暗号(PQC: Post-Quantum Cryptography)

を実装したものに移行する必要がある。

○ PQCへの移行には、ITベンダーとの連携を含め、準備段階から多くの時間と人材、投資が必要となる。現在、量子コンピュータが実用化するのは 2035年が目途とされているが、大規模なシステム更改は、通常、数年に一度程度が予定されており、PQCへの移行のタイミングは限られている。PQCへの移行に要するリソースを考慮すると、まだ先の問題と捉えて準備への着手を先送りすることは不適切であり、直ちに取り組んでいただきたい。

〇 具体的には、

- ・ 金融機関は、検討の開始から移行までの一連の作業に関して、直ちに IT ベンダーとも相談しながらロードマップを作成する必要がある。現在、金融 ISAC においてロードマップのひな型の検討が進められているが、ひな型の完成を待つ余裕はなく、自社でできることは直ちに着手する必要がある。
- ・ 金融機関においては、PQC への移行対応の優先順位をつけるため、自らの情報資産を網羅的に把握し、それぞれの情報資産にどのような暗号が用いられているかをリスト化したインベントリを整備するとともに、そのリスク評価(量子コンピュータの実現によって危殆化するリスク、量子コンピュータの実現を待たずに HNDL 攻撃(注)に備え、現在から対策を講ずべきリスク等)と重要性・緊急性の評価に取り掛かるべきである。
 - (注)量子コンピュータの実用化前に、犯罪者において攻撃対象の暗号情報を収集し、実用化後に解読する攻撃 (HNDL: Harvest Now Decrypt Later 攻撃と呼ばれる)。
- 〇 金融庁は金融 ISAC、業界団体と連携するとともに、検査・モニタリング等も活用しながら、各金融機関及び金融業界全体の PQC 移行に向けた対応状況を推進、フォローしていく。

(参考) 金融庁「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会報告書」 (2024 年 11 月公表) https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241126.html

10. 金融機関の内部監査高度化に関する懇談会の開催

〇 金融庁は、金融機関の内部監査の高度化を促すため、2019年以降、内部監査に関する各種レポートを公表してきた(※)。その後、国際的な動き(グローバル内部監査基準の公表・適用開始)もあり、金融機関の内部監査の在り

方について、グローバル内部監査基準との整合性も視野に入れつつ、広く金融業界や有識者の御意見を踏まえて再整理することが適当と判断し、2025年1月から「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」を開催した。

(※)

- ・ 2019年6月:「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」
- ・ 2023 年 10 月:「『金融機関の内部監査の高度化』に向けたプログレポート(中間報告)」
- 2024 年 9 月 : 「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート (2024)」
- 〇 本懇談会では、内部監査の水準感や経営陣に求められる姿勢等について、計5回にわたって金融業界団体等と意見交換を行った。これらの意見を踏まえた報告書を「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書(2025)」として公表する予定である(2025年6月末目途)。今回公表する報告書では、金融業界の今後の取組の指針となるよう、目指す方向性をより分かりやすく示すことを追求しており、金融機関にとどまらず、広く我が国一般事業会社、さらに海外金融監督当局にも参考となることを期待している。経営陣においては、本報告書も参考に、内部監査の一層の高度化に取り組んでいただきたい。
- 金融庁は今後も、金融機関の内部監査を取り巻く環境変化等を踏まえ、検査・モニタリングにおいて内部監査高度化への取組を促すとともに、モニタリング結果等の有用な情報をレポート等として公表していきたい。

11. リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関する モニタリング結果

- 2024 事務年度は、2023 事務年度に課題を指摘した外貨建一時払保険、仕 組預金に関する改善状況のフォローアップに加えて、外国株式、ファンドラ ップ、仕組債、外貨建債券、投資信託といった幅広い金融商品を対象に、販 売会社等のプロダクトガバナンス態勢及び販売・管理態勢等についてモニタ リングを実施した。
- 〇 当該モニタリングの結果については「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」として公表予定である(2025年6月末目途)。
- 販売会社等との対話や定性・定量アンケート調査の結果を踏まえ、金融商品の販売・管理態勢等に関し、販売会社等において確認された課題や工夫事

例のほか、顧客本位に基づく金融商品販売に関する PDCA サイクルの基本的な考え方や重要な要素等について整理している。

○ 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

12. 健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果

- 2024 事務年度は、健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理における取組をテーマに、大手金融機関と対話を実施した。
- 〇 当該対話で把握した取組事例については「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」として公表予定である(2025年6月末目途)。
- 昨今、金融業界で複数の不祥事が発生・発覚する中、経営陣においては、 組織体制やルールの強化のみならず、役職員の規範意識への働きかけも不祥 事の発生防止に必要であることを再認識し、当該レポートも参考に、健全な 企業文化の醸成やコンダクト・リスクの適切な管理にリーダーシップを発揮 して取り組んでいただきたい。

|13. 金融庁 AI 官民フォーラム開催について|

- 〇 金融庁は、2025年3月に「AI ディスカッションペーパー(第1.0版)」を公表し、金融機関等による健全な AI の利活用を後押しする方針を明らかにした。リスクベース・アプローチの下でリスクを適切にコントロールしつつ、経営陣の適切な理解と主体的な関与の下で顧客利便性や業務効率化の向上に繋がる取組が進展していくことを期待している。そのような取組を着実に進めていただくため、金融庁は AI に関する取組事例の共有や、規制の適用関係の明確化等を通じて、金融機関が AI を活用したチャレンジに安心して取り組むことができる環境整備に努めていく。
- 〇 その一環として「金融庁 AI 官民フォーラム」を立ち上げ、2025 年 6 月 18 日に第 1 回会合を開催する。本フォーラムでは、取組事例の共有や実務上の課題の深掘りなど、金融機関や AI モデル開発者、ベンダー、アカデミア、関係省庁等の官民の様々な関係者をお招きして、多面的な議論を行う予定である。日本損害保険協会にも参加いただいているが、今後のプロセスへの積極

的な関与をお願いしたい。

(参考) ウェブサイト: https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250603.html

14. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書 の公表について

- マネロン等対策については、各金融機関において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の有効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン (マネロンガイドライン)では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- 〇 また、今後の金融活動作業部会(FATF)の第5次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 〇 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、 「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や、実際の取組事例集を 2025 年 3 月に公表した。
- 今後は順次、「有効性検証」に係る対話を各金融機関と行う予定であり、当局の具体的な対話手法や着眼点も公表文書に明記している。経営陣においては、これらの文書も参考に、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

15. 「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例」は、所管の特定 事業者が疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、犯罪等に関連する可 能性のある取引として特に注意を払うべき事例を例示したものである。
- 〇 金融機関におけるリスク動向や、昨今の金融犯罪の傾向等を踏まえ、非対面取引における具体的な観点の追記を中心に参考事例の改訂を行う。参考事例の見直しに当たり、警察庁策定の「疑わしい取引の届出における入力要領」も改訂され、あわせて 2025 年 7 月頃に公表予定である。
- 経営陣においては、改訂された事例を参考とし、疑わしい取引の届出業務 を着実に実施するとともに、足元で特殊詐欺等の被害が拡大している状況も

踏まえ、犯罪等に関連する疑いのある取引に気づくことのできる、あるいは システム等で検知できる態勢を構築し、金融犯罪等の抑止に繋げていただき たい。

16. Japan Fintech Week 2025 開催報告について

- 〇 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日から7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催した。
- 〇 地方公共団体や業界団体、大使館等と連携し、80 を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外からを含め多くの方が Japan Fintech Week に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- FIN/SUM を始めとして、多くのイベントへの参加や登壇等の御支援をいた だき、2回目の開催となった「Japan Fintech Week」も充実したものとする ことができた。
- 2026年も、2月24日から3月6日に「Japan Fintech Week 2026」を開催 予定である。
- O Japan Fintech Week が関係者のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に 資するイベントとなるよう、引き続き御協力いただきたい。

17. J-FLEC 及び金融経済教育の活動方針について

- 金融リテラシーについて、日本人の金融知識は経済協力開発機構 (OECD) 調査参加国の平均程度にとどまり、国内でも金融知識やその向上に向けた取 組には地域差がある。
- 〇 各地域であまねく金融リテラシーを向上させるためには、各地方公共団体にも御協力をいただき、各地域において官民連携の体制を構築し、金融経済教育の取組推進に向けた機運醸成を図る必要がある。そのため、金融庁・財務局において、金融経済教育推進機構(J-FLEC)と連携しつつ、2025年春より、金融経済教育推進のための全国キャラバンを実施していく。
- 2024年4月に設立された J-FLEC の体制整備は順調に進んでおり、2025年 度は広報活動に注力していく予定である。また、J-FLEC においても、地方で

の活動の増強は急務だと認識している。

○ 各金融機関におかれても、これまで続けてこられた金融経済教育に関する活動の一層の充実や、金融庁・財務局が実施する全国キャラバンとの連携、取引先等への J-FLEC の活動の周知、J-FLEC 認定アドバイザー等金融経済教育の担い手の育成など、金融経済教育の更なる推進に御協力いただきたい。

18. Japan Weeks 及び資産運用フォーラムの方針について

- 〇 資産運用立国等の施策や日本市場の魅力を国内外に効果的に発信するとともに、国内外の金融機関や投資家等の関係者から貴重な御意見や取組を紹介していただく機会として、一連の金融関連イベントを同時期に開催する Japan Weeks 2025 年 10 月に開催する。コアウィークは 10 月 20 日から 24 日である。コアウィーク付近でイベント開催の予定があれば、是非とも Japan Weeks への登録をお願いしたい。
- 〇 同期間中に、資産運用業の改革に関する対話の場として「資産運用フォーラム」の年次会合の開催を予定している。分科会のテーマは、①オルタナティブ投資、②日本企業の価値向上と地方含めた日本への投資促進、③資産運用業のDX、④サステナブルファイナンスである。

19. 資産運用立国推進分科会について

- 〇 「資産運用立国」に係る施策の進捗状況・効果を専門的知見から評価いただくとともに、更なる施策について検討すべく、新しい資本主義実現会議の下に、加藤金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国推進分科会」が設置され、2025年3月26日に初回会合を開催した。
- 資産運用立国の実現に向けては、施策のブラッシュアップを重ね、官・民 におけるモメンタムを維持・強化していくことが重要。
- 2025 年 10 月の Japan Weeks2025 に向けて、資産運用立国に関する成果や 追加的な施策、既存の施策の改善・実質化などを取りまとめていく予定であ り、金融業界関係者も含め、様々な意見を拝聴しながら検討を深めてまいり たい。

(以 上)